

大学・短期大学・高等専門学校
留学生調査 ご担当者様

独立行政法人 日本学生支援機構
留学生事業部 留学情報課

2020（令和2）年度留学生調査の実施に係る事前のご連絡

平素より、本機構の留学生支援事業につきまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
本機構では、我が国における外国人留学生の在籍状況、外国人留学生の進路状況等を把握し、留学生施策に関する基礎資料とすることを目的に、外国人留学生在籍状況調査を始めとする各種留学生調査を毎年実施しております。

今年度の調査につきましては、現在調査開始準備を行っており、2020年7月上旬に調査依頼を送付させていただく予定ですが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、来日・出国が出来ずにおります外国人・日本人留学生の取扱い（調査対象か否か）についての問合せをいただいております。

そのため、調査対象者の定義について、事前にお知らせいたしますので、下記をご参照くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 留学生調査について

調査内容は以下のとおりです。

調査項目	調査内容	調査対象	
		対象時期	在留資格
【1】外国人留学生在籍状況調査	2020年5月1日現在の外国人留学生の在籍状況	本年度	留学
【2】外国人留学生進路状況調査	2019年度に <u>正規課程</u> を卒業(修了)した外国人留学生の進路状況	前年度	留学
【3】外国人留学生学位授与状況調査	2019年度の外国人留学生の学位授与状況(大学院のみ)		留学
【4】日本人学生留学状況調査	2019年度に <u>留学を開始した</u> 日本人学生の留学状況		
【5】外国人留学生年間受入れ状況調査	2019年度に在籍していた外国人留学生の在籍状況		留学
【6】短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査	2019年度に在籍していた外国人学生の在籍状況		留学以外

2. スケジュールについて（令和2年6月16日現在）

時期	項目
7月上旬	（本機構）調査依頼文や記入要領等の発送開始
8月28日（金）	調査回答締切
9月上旬～11月下旬	（本機構）集計・データの精査
12月下旬以降	以下の調査結果の公表。 ・外国人留学生在籍状況調査 ・日本人学生留学状況調査 ・短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査
3月上旬以降	以下の調査結果の公表。 ・外国人留学生進路状況調査 ・外国人留学生学位授与状況調査 ・外国人留学生年間受入れ状況調査

3. 2019年度（昨年度）調査との主な変更点について

昨年度調査との主な変更点は、次のとおりです。詳細は、7月上旬に送付予定の記入要領をご参照ください。

○「総括票」

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響に係る質問項目を追加。

○【1】「外国人留学生在籍状況調査」

- ・留学生が学んでいるキャンパスの都道府県コードを追加。
- ・学位授与コードを追加。
- ・「留学生区分コード」の「240（その他日本政府・日本政府関係機関のプログラムによる留学生）」及び「250（国際機関のプログラムによる留学生）」を「270（上記以外の私費留学生）」に統一。
- ・本調査対象者の内、来日が遅れている外国人留学生の総数の記載欄の追加。

○【2】「外国人留学生進路状況調査」

- ・留学生が学んでいたキャンパスの都道府県コードを追加。
- ・有給のポストドクターの進路区分について、「その他」から「就職」の分類に変更。

○【5】「外国人留学生年間受入れ状況調査」

- ・留学生が学んでいる（学んでいた）キャンパスの都道府県コードを追加。
- ・「学年コード」「性別コード」「直前の在籍機関コード」「住居形態コード」「単位授与コード」の設問を削除。

4. 各調査の対象者の定義について

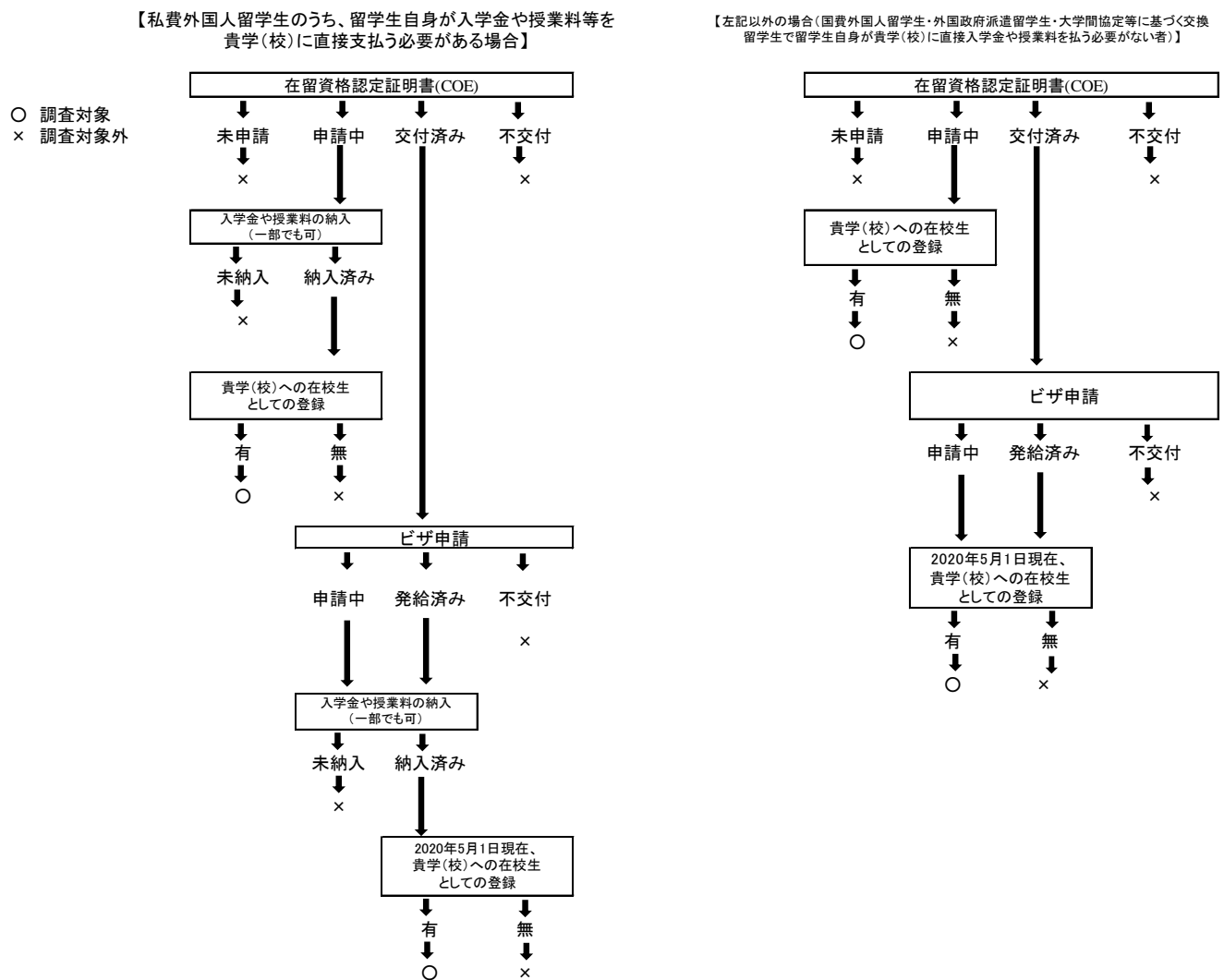
各調査の対象者定義については、以下のとおりです。

※今後、最終調整の中で、変更が生じる可能性がございますが、大きな変更が発生しないようにいたします。

【1】「2020（令和2）年度外国人留学生在籍状況調査」

1. 本調査は **2020年5月1日現在の** 貴学（校）における外国人留学生の在籍状況を、外国人留学生一人につき1行ずつ記入いただきます。
2. 本調査でいう「外国人留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により、我が国の大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生を指します。
 ※「研究」「家族滞在」等、「留学」以外の在留資格の者は本調査の対象となりません。
 ※ 在外日本人の日本への「留学」は本調査の対象とはなりません。
3. 調査対象者の取り扱いについては、次の図を参照してください。

(2020年5月1日現在の状況)



4. 2020年5月1日現在は申請中だった在留資格証明書(CE0)またはビザが、それ以降の審査結果にて、不交付となった場合は、無条件で調査対象外となります。
 5. 5月1日時点で来日しているか否かは問いません。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、調査対象外となります。(※)
 - ①入学してから一度も来日していない者で、今後も来日する意思(予定)が既にある者
 - ②来日せず、オンライン授業等のみで既に教育を終えた者
- ※本調査は、オンライン授業の受講のみは調査対象外となります。今後の予定が変わる可能性があっても、現時点で来日する意思(予定)がある者については、調査対象となります。
6. 5月1日時点でオンライン授業の受講をしているか否かは問いません。
 7. 留学生自身が入学金等を直接支払う必要がある私費外国人留学生に限り、入学金等を納入していない者は学校の在籍管理者名簿等(自校の在校生名簿)に氏名があったとしても調査対象外となります。
 8. 外国人留学生の在籍が5月1日時点まで遡って取り消された場合は、調査対象外となります。
 9. 本調査でいう「国費外国人留学生」とは、「国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文科大臣裁定)」に定める「国費外国人留学生」、及び日韓共同理工系学部留学生のうち日本政府負担の外国人留学生をいいます。
 10. 本調査でいう「短期留学生」とは、必ずしも我が国での学位取得を目的とせず、大学等における学習、異文化体験、語学の実地習得などを目的として、概ね1学年以内の教育を受けて単位を修得又は研究指導を受ける外国人学生のうち、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により在留する者をいいます(正規生、非正規生は問いません。)
 11. 在留資格の変更申請中であれば、確定後、5月1日に遡って調査票への記入をお願いいたします。
 12. 5月1日現在、複数の学校に在籍している場合は、いずれかの学校にて回答するように、学校間で調整をお願いいたします。
 13. 本調査は日本学生支援機構が実施するものであり、文部科学省が実施する学校基本調査の調査対象者の定義と異なる場合があります。ご不明な点は、日本学生支援機構に直接お問合せください。
 14. 本調査回答時は在留資格認定証明書(COE)やビザを申請中だったため調査対象者としていたものの、その後、不交付または申請を取りやめた者がいる場合は、10月26日(月)~10月31日(土)の期間中、削除依頼を受付けますので、学校にて該当者の管理をお願いいたします。(10月上旬頃、総括票に記載いただきました連絡先に、本件に係る照会をいたします。) ※6月17日追記しました。

【2】「2019（令和元年）度外国人留学生進路状況調査」

1. 本調査でいう「外国人留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により、我が国の大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生を指します。
※「研究」「家族滞在」等、「留学」以外の在留資格の者は本調査の対象となりません。
※ 在外日本人の日本への「留学」は本調査の対象とはなりません。
2. 2019年度中（2019年4月1日から2020年3月31日まで）に、貴学（校）の正規課程を卒業又は修了した外国人留学生（非正規生（研究生、聴講生、科目等履修生等）、専攻科生、別科生は除く。）の人数を記入してください。なお、学校の定めるカリキュラムを早期に修了し、年度途中で離校した外国人留学生は対象となりますが、退学・転学・除籍等で、卒業又は修了前に離校した外国人留学生は対象外となります。
3. 本調査でいう「国費」とは、「国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）」に定める「国費外国人留学生」、及び日韓共同理工系学部留学生のうち日本政府負担の外国人留学生をいいます。
本調査でいう「私費」とは、上記の「国費外国人留学生」以外のすべての外国人留学生をいいます。本機構が実施する留学生受入れ促進プログラムにより、「文部科学省外国人留学生学習奨励費」を受給する外国人留学生、国費以外の各種奨学金を受給する外国人留学生、外国政府派遣留学生等も「私費」に区分されます。
※「国費」及び「私費」の欄は、卒業又は修了時の属性で区分してください。
4. 本調査における「進路」の時点としては、当該外国人留学生の卒業又は修了時点の状況をいいますが、後日、進路の変更や帰国等が判明した場合には、判明した進路状況を記入いただきます。

【3】「2019（令和元）年度外国人留学生学位授与状況調査」

1. 本調査でいう「外国人留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により、我が国の大学院において教育を受けた外国人学生を指します。

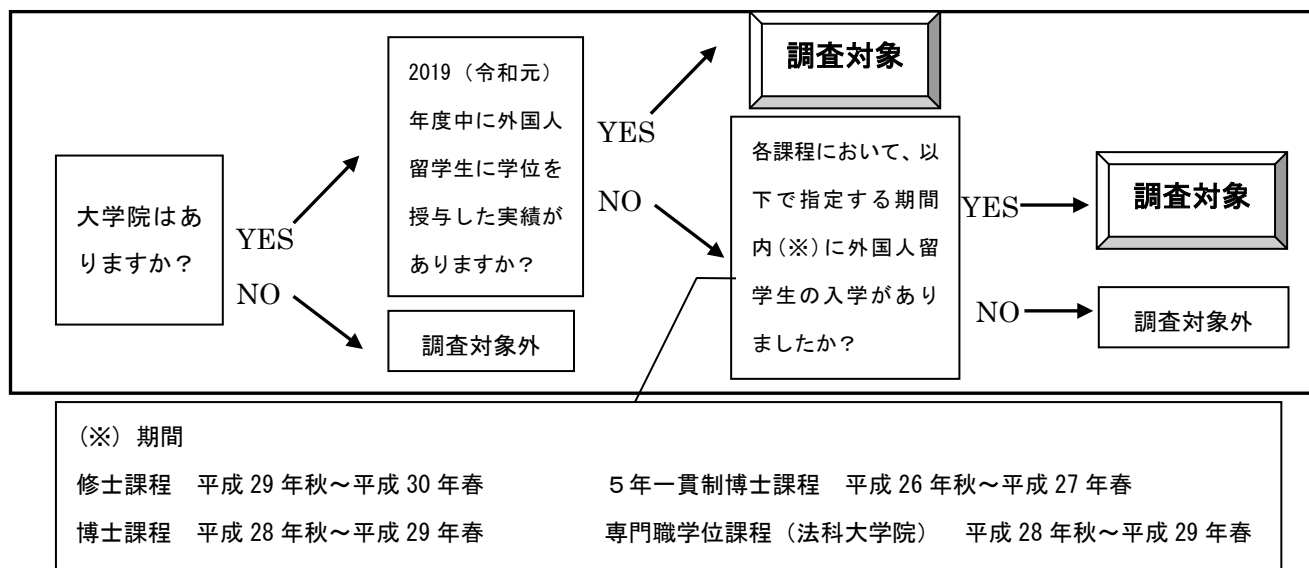
※「研究」「家族滞在」等、「留学」以外の在留資格の者は、本調査の対象となりません。

※ 在外日本人の日本への「留学」は本調査の対象とはなりません。

2. 本調査は、外国人留学生への学位授与状況について、調査するものです。

※2019（令和元）年度に外国人留学生に学位を授与した実績がなくても、調査に回答いただく場合があります。

以下で貴学が調査対象か確認してください。



3. 各大学事務局本部が各研究科等の回答を取りまとめて記入・提出してください。

4. 各調査の学位状況欄には、該当する研究科のみ記入してください。調査対象者のいない研究科は記入する必要はありません。

5. 連合研究科等については基幹大学で記入してください。

6. 研究科内で複数の学位の「専攻分野」がある場合は、分野ごとに分けて記入してください。

7. 本調査でいう「国費」とは、「国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日 文部大臣裁定）」に定める「国費外国人留学生」、及び日韓共同理工系学部留学生のうち日本政府負担の外国人留学生をいいます。

本調査でいう「私費」とは、上記の「国費外国人留学生」以外のすべての外国人留学生をいいます。本機構が実施する留学生受入れ促進プログラムにより、「文部科学省外国人留学生学習奨励費」を受給する外国人留学生、国費以外の各種奨学金を受給する外国人留学生、外国政府派遣留学生等も「私費」に区分されます。

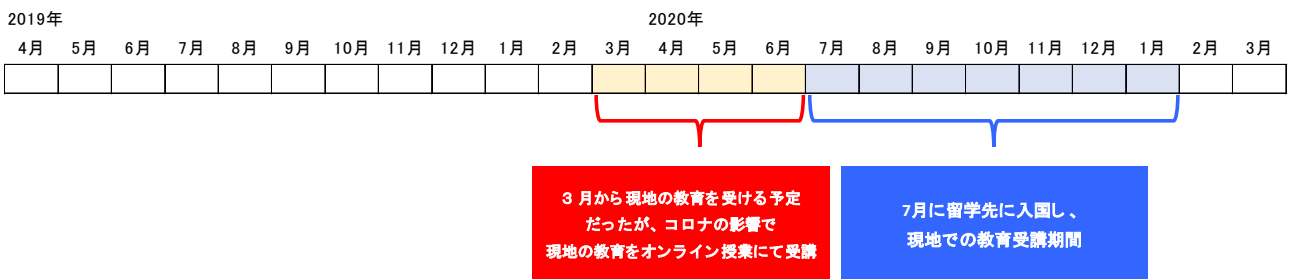
【4】「2019（令和元）年度日本人学生留学状況調査」

1. 本調査は、教育又は研究等を目的として、2019年度中（2019年4月1日から2020年3月31日まで）に海外の大学等（海外に所在する日本の大学等の分校は除く。以下、「海外の大学等」という。）で留学を開始した日本人学生について調査するものです（2019年3月31日以前から継続している留学は含みません。）。

なお、本調査は、留学先に入国した年月日ではなく、現地での教育プログラムが開始された年月日にて、調査対象年度が定まるため、留学先国以外で現地のオンライン授業を受講し、その後、留学先国に入国し、現地で教育を受ける者については、現地での教育を開始した年月日から本調査の対象となります。

（例）下記表の場合、2019年3月から現地の教育をオンライン授業にて受講してありますが、現地に入国していないため、2019年度は調査対象外。

2020年7月から現地にて教育を受けているため、来年度実施の「2020年度日本人学生留学状況調査」の調査対象。



2. 本調査でいう「日本人学生」とは、「日本国籍を有する者」で日本人旅券により留学先国へ入国する者を指します。日本において「定住者」「永住者」等の在留資格の者は対象外となります。
3. 本調査の調査対象として、科目等履修生等、非正規の日本人学生も含まれます。
4. 本調査でいう「留学」とは、海外の大学等における教育又は研究等の活動及び、異文化体験・語学の実地習得、研究指導を受ける活動等、海外の教育機関（あるいはそれに付属する機関）と関連して行われる各種プログラムへの参加をいいます。

※本調査の対象

- ・ 大学や大学付属機関における研究、教育、学習
- ・ 民間の語学学校での語学研修
- ・ 現地での教育実習、研修等のうち、実習前又は後に指導教官等と意見交換や実習の評価を受けたりするもの
- ・ 現地の大学等と交流を行うもの・貴学（校）において単位授与を伴うもの

※本調査の対象外

- ・ 現地での学会やシンポジウムにおいて、研究交流を伴わない発表や参加のみを目的としたもの
- ・ 企業や日本の関係機関（JICA、外務省等）でのインターンシップ、ワーキングホリデー、ボランティア
ただし、上記「本調査の対象外」であっても、単位授与を伴ったり、指導教官等と意見交換や実習の評価を受けたりするものは、研究、教育等とみなし、本調査の対象となりますので、ご注意ください。

5. 2019年度中に留学した日本人学生に関する情報を一人につき1行ずつ記入していただきます。

なお、次に該当する場合は、同一人物であっても複数行にわたって、それぞれの情報をご記入ください。

- ・当該期間に複数回留学した場合（同一国へ留学した場合も同様。）
- ・当該期間に複数国へ留学した場合（それぞれの国の留学期間に基づいて記入。）

※一つのプログラムで、複数国へ留学する場合も同様。

6. 「協定等に基づかない」留学についても、貴学（校）が把握している日本人学生について、記入をお願いします。不明の項目がありましたら、「不明」に該当するコードを記入してください。

※協定に基づかずに、民間業者が契約・提携する海外の大学等での留学は、本調査の対象となります。

【5】「2019（令和元）年度外国人留學生年間受入れ状況調査」

1. 本調査は、当該年度内である1年間の外国人留學生総数を把握するために、実施しています。2019年4月1日から2020年3月31日までの間に、貴学（校）に在籍していた外国人留學生（現在も在籍している外国人留學生を含む）が調査の対象となります。

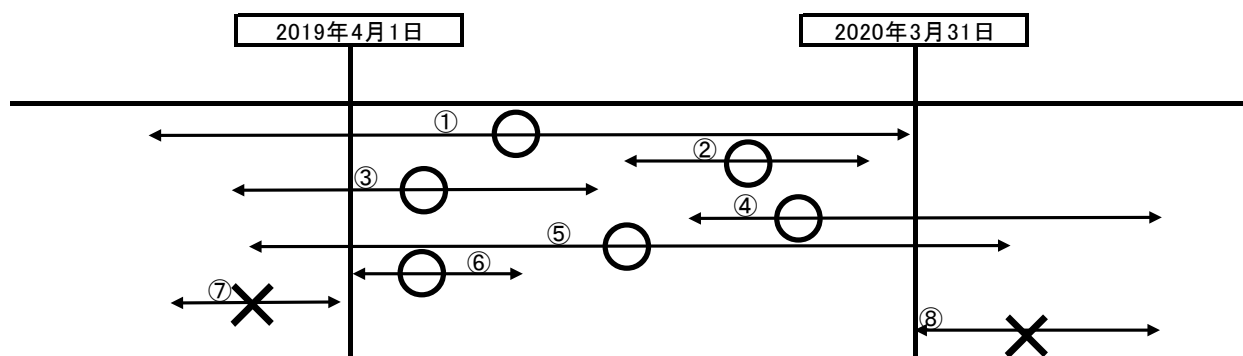
特に、以下の点に留意の上、記入をお願いします。

※「【1】2020（令和2）年度外国人留學生在籍状況調査」は、2020年5月1日現在における外国人留學生の在籍状況の調査で、本調査は2019年度が調査対象期間となりますので、ご注意ください。

※入学、又は修了年月が2019年度の期間内でない場合も調査の対象となります。

※「2019（令和元）年度外国人留學生在籍状況調査」で回答いただいた外国人留學生を基に、各コードを2019年度末または修了時点に修正した上で、2019年度の期間中、2019年5月1日現在において在籍していなかった外国人留學生（2019年4月に修了・退学した者及び2019年5月2日以降に在籍を開始した者）を追加するようお願いします。

※「【1】2020（令和2）年度外国人留學生在籍状況調査」で回答いただく外国人留學生のうち、2019年度に在籍していた外国人留學生についても、本調査の対象となります。



調査対象(例)

- Aさん(①)：2016年4月1日入学、2020年3月31日修了
 Bさん(②)：2019年10月1日入学、2019年12月20日退学
 Cさん(③)：2017年10月1日入学、2019年9月30日修了
 Dさん(④)：2019年10月1日入学、2023年9月30日修了予定
 Eさん(⑤)：2018年10月1日入学、2020年9月30日修了予定
 Fさん(⑥)：2019年4月1日入学、2019年4月20日在留資格変更

調査対象外(例)

- Gさん(⑦)：2017年4月1日入学、2019年3月31日修了
 Hさん(⑧)：2019年4月1日入学、2024年3月31日修了予定

2. 本調査でいう「外国人留學生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により、我が国の大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人留學生を指します。

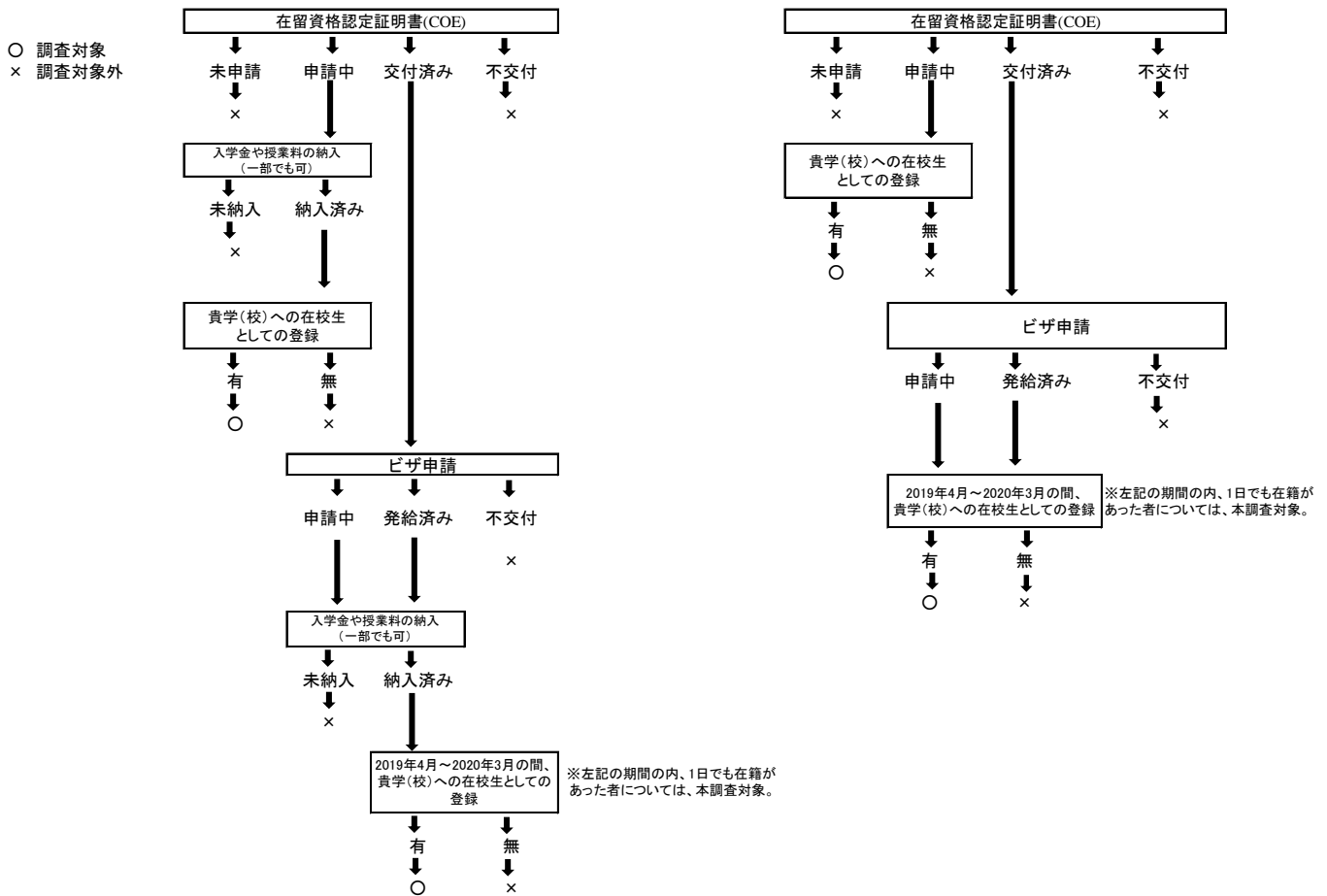
※「研究」「家族滞在」等、「留学」以外の在留資格の者は本調査の対象となりません。

※ 在外日本人の日本への「留学」は本調査の対象とはなりません。

(2020年3月31日現在の状況)

【私費外国人留学生のうち、留学生自身が入学金や授業料等を貴学(校)に直接支払う必要がある場合】

【左記以外の場合(国費外国人留学生・外国政府派遣留学生・大学間協定等に基づく交換留学生で留学生自身が貴学(校)に直接入学金や授業料を払う必要がない者)】



3. 本調査の対象は、上記期間内に、在留資格「留学」により貴学(校)に在籍した外国人留学生(交換留学生を含む。)を指し、正規生・非正規生の別、修了・退学の別は問いません。

4. 2020年3月31日時点までに来日しているか否かは問いません。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、調査対象外となります。(※)

- ①入学してから一度も来日していない者で、今後も来日する意思(予定)が既がない者
- ②来日せず、オンライン授業等のみで既に教育を終えた者

※本調査は、オンライン授業の受講のみは調査対象外となります。今後の予定が変わる可能性があっても、現時点で来日する意思(予定)がある者については、調査対象となります。

5. 2020年3月31日時点までにオンライン授業の受講をしているか否かは問いません。

6. 留学生自身が入学金等を直接支払う必要がある私費外国人留学生に限り、入学金等を納入していない者は、学校の在籍管理者名簿等(自校の在校生名簿)に氏名があったとしても調査対象外となります。

7. 本調査の対象は、入学年月日が2020年3月以前の者に限ります。2020年3月31日現在、在留資格証明書(CEO)を申請中・交付済みであっても、入学年月が2020年4月1日以降の入学者は本調査の対象外となります。
8. 外国人留学生の在籍が遡って取り消され、2019年4月～2020年3月の在籍がないものとみなされた場合は、調査対象外となります。
9. 2020年3月31日現在は申請中だった在留資格証明書(CEO)またはビザが、それ以降の審査結果にて、不交付となった場合は、無条件で調査対象外となります。

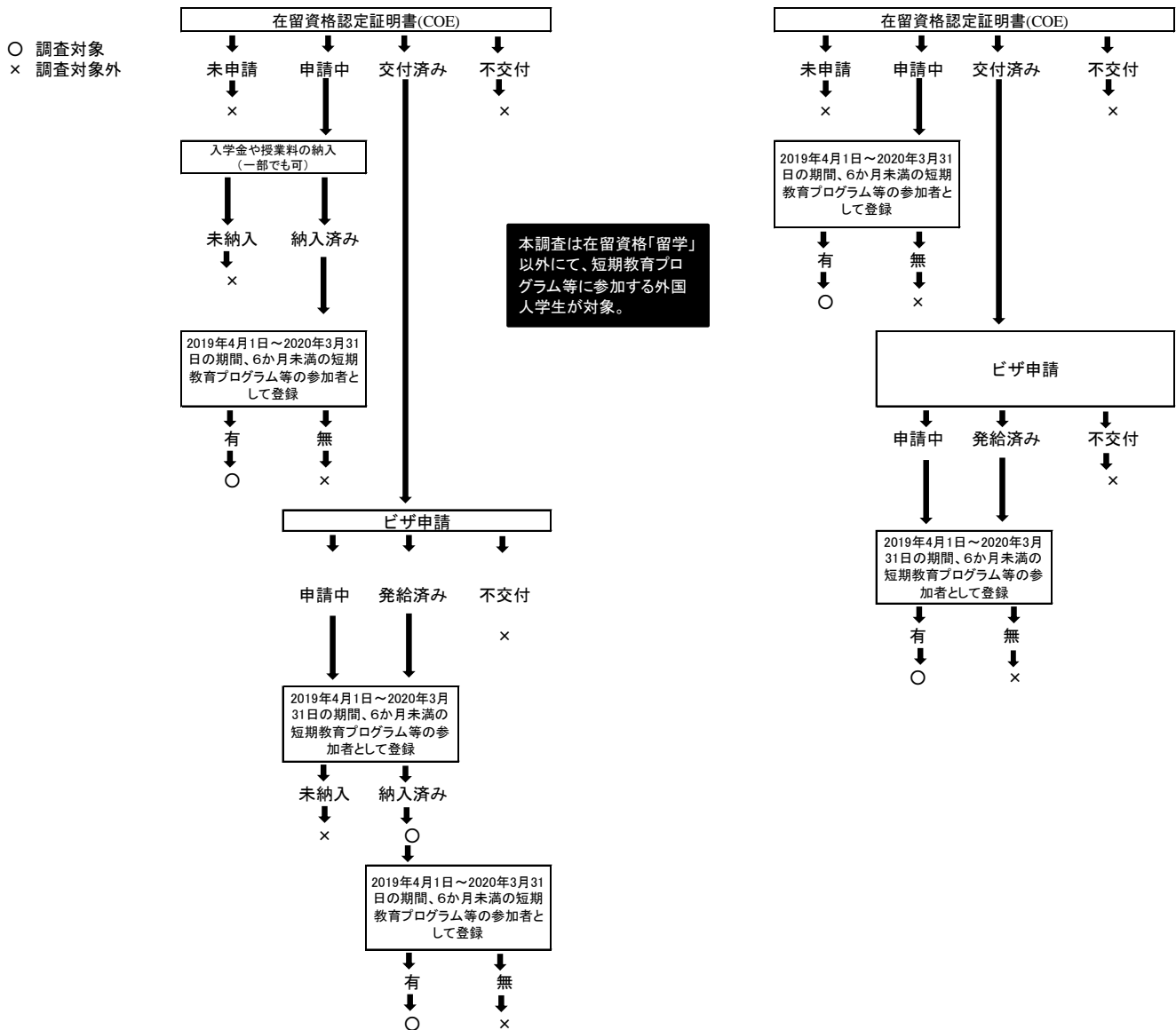
【6】「2019（令和元）年度短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査」

1. 本調査は、2019年度中（2019年4月1日から2020年3月31日まで）に教育、研究、異文化体験、語学の実地習得等を目的として、大学等における学則上の設置科目の受講を伴って実施する、または学則上の設置科目ではないもののサーティフィケート（受講証明証）等の発行を伴って実施する、6か月未満の学位取得を目的としない短期教育プログラム等による外国人学生の受入れ状況について調査するものです。

（2020年3月31日現在の状況）

【外国人学生自身が参加費や授業料等を貴学（校）に直接支払う必要がある場合】

【左記以外の場合（大学間協定等に基づく交換留学生で外国人学生自身が貴学（校）に直接参加費や授業料を払う必要がない者）】



2. 本調査でいう「外国人学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格によらず、「短期滞在」等の在留資格により、我が国の大学（大学院を含む）、短期大学における学則上の設置科目の受講を伴って実施するもの、または学則上の設置科目ではないものの、大学等として公式に受入れ、6か月未満の学位取得を目的としない短期教育プログラム等に参加するものをいいます（貴学における学籍上の在籍は問いません。）。

3. 2020年3月31日現在は申請中だった在留資格証明書(CE0)またはビザが、それ以降の審査結果にて、不交付となった場合は、無条件で調査対象外となります。
4. 2020年3月31日までに来日しているか否かは問いません。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、調査対象外となります。(※)
 - ①入学してから一度も来日していない者で、今後も来日する意思(予定)が既にある者
 - ②来日せず、オンライン授業等のみで既に教育を終えた者

※本調査は、オンライン授業の受講のみは調査対象外となります。今後の予定が変わる可能性があっても、現時点で来日する意思(予定)がある者については、調査対象となります。

5. 2020年3月31日までにオンライン授業の受講をしているか否かは問いません。
6. 留学生自身が受講料等を直接支払う必要がある外国人学生に限り、受講料等を納入していない者は、学校の短期プログラム参加者名簿等に氏名があったとしても調査対象外となります。
7. 外国人留学生の参加が遡って取り消され、2019年4月～2020年3月の参加がないものとみなされた場合は、調査対象外となります。
8. 本調査の対象は、2020年3月31日現在、在留資格証明書(CE0)を申請中・交付済みであっても、プログラム開始期間が2020年4月1日以降の者は本調査の対象外となります。

※在留資格「留学」で、2019年度中に貴学に在籍した外国人留学生については、【5】「2019(令和元)年度外国人留学生年間受入れ調査」に記入してください。

《本件に係る照会先》

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)
留学生事業部留学情報課 企画調査係
〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1
TEL: 03-5520-6111 FAX: 03-5520-6121